

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2026年1月20日

【会社名】 株式会社北紡

【英訳名】 KITABO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 粕谷 俊昭

【本店の所在の場所】 石川県白山市福留町201番地1

【電話番号】 076-277-7530(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 篠原 顕二郎

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市福留町201番地1

【電話番号】 076-277-7530(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役 篠原 顕二郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 256,462,800円

(注) 募集金額は、株式会社北紡（以下「当社」といいます。）を株式交付親会社、株式会社Vリムジン（以下「Vリムジン」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）に関して、本株式交付の対価として取得するVリムジンの株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に2026年1月20日開催の取締役会の決議の前営業日2026年1月19日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,942,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 当社が本株式交付の対価として取得するVリムジン(東京都中央区銀座8丁目18-4東銀座ビル6F、代表取締役社長山口隆治)の株式数の株式交付比率を勘案して記載しております。
2. 2026年1月20日(火)開催の取締役会決議によります。
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第774条の2の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を交付することにより行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
4. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

株式交付によることとします。(注)

(注) 当社普通株式は、Vリムジンの普通株式の譲渡人に対して割当てられます。本株式交付に係る割当ての内容の詳細については、「第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報 第1 公開買付け又は株式交付の概要 4 公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠 1. 本株式交付に係る割当ての内容 (株式交付比率)」をご参照ください。

##### (2) 【募集の条件】

該当事項はありません。

##### (3) 【申込取扱場所】

該当事項はありません。

##### (4) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

#### 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

##### (2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

#### 1 【公開買付け又は株式交付の目的等】

##### 1. 株式交付の目的及び理由

当社は、2024年6月18日付「中期経営計画の新策定に関するお知らせ」にて公表したとおり、「コアとなる新規事業の更なる推進」を重点施策として掲げております。この方針のもと、当社は複数の事業の立ち上げを進め、事業ポートフォリオの多角化を図ってまいりました。具体的には、ヘルスケア事業セグメントにおいて、2024年7月11日付「株式会社ブライヤーズとの販売業務提携に関するお知らせ」にて公表したとおり、防犯・防災セキュリティ管理システムの北陸地域における販売を開始しております。当該事業につきましては、先行して関東地域においてメーカーが展開していた販売実績や営業手法を踏まえ、当社は当該メーカーから提供を受けた営業ノウハウ及び販売支援を活用し、北陸地域への展開を進めてまいりました。その結果、当該地域における販売は概ね順調に推移しており、2025年9月期においては、売上高約103百万円、営業利益約19百万円を計上しており、当社の売上高及び収益性の向上に一定の寄与をしております。また、当社環境事業セグメントにおいて、2025年5月26日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、未利用バイオマスの再資源化装置の販売を開始しております。当該事業につきましては、販売開始から日が浅く、現時点においては業績への具体的な寄与には至っていないものの、継続的な営業活動を行っております。さらに、2025年12月10日付「新たな事業の開始に関するお知らせ蓄電池エネルギーソリューション事業への参入と将来的な生成AI領域への展開」にて公表したとおり、系統用蓄電池に関する新規事業を開始しており、現在は制度動向や市場環境を踏まえつつ、事業スキームの検討や関係先との協議を進めている段階であり、現時点では業績への寄与はありません。加えて、2025年5月14日付「暗号資産およびRWA関連事業の開始に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社クリプトマネージメント事業として、暗号資産およびRWA(Real World Assets)関連事業を開始しております。当該事業においては、暗号資産市場の動向や中長期的な資産形成を見据えた取り組みとして、ビットコイン(BTC)を中心とした暗号資産の保有・運用を開始しており、具体的には、毎営業日あたり200万円相当額の積立購入を行っております。現時点においては、当該事業は資産形成フェーズにあり、業績への寄与は限定的ではありますが、今後の事業展開に向けた基盤構築を進めております。こうした当社の成長戦略及び新規事業の検討を進める中で、当社は、一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー事業)への本格的な参入を図るべく、Vリムジンを軸とした事業基盤の強化を推進いたします。具体的には、本件により取得する対象会社には、一般旅客自動車運送事業の運営実績を有する経営陣及び現場人材が在籍しており、当社は当該人材及び既存の運営ノウハウを前提として事業運営を行います。当社は親会社として、対象会社の既存経営体制を尊重しつつ、予算管理やKPI管理等の経営管理手法の導入を通じて事業運営状況を適切に把握するとともに、内部統制およびコンプライアンス体制の整備・高度化を進めてまいります。あわせて、人事制度や労務管理の仕組みの整備、業務マニュアルの標準化については、当社グループの知見を活用して推進し、親会社としてのガバナンスのもと、人材及びノウハウの共有並びに業務プロセスの標準化を図ることにより、事業運営の効率化および安定化を目指します。また、Vリムジンが有するハイヤー事業に関する運営実績や事業ノウハウを活用しつつ、北陸地域においては、観光需要やインバウンド需要が一定程度見込まれるという地域特性を踏まえ、ハイヤー利用を中心としたサービス提供体制の構築を進めてまいります。具体的には、観光客や訪日外国人旅行者、並びに企業関係者等による移動需要を想定し、利用ニーズに応じた運行体制の構築を行うとともに、必要に応じて車両や運行体制等の整備を段階的に進めてまいります。これらの取り組みを通じて、当社は、Vリムジンを軸とした一般乗用旅客自動車運送事業の持続的な成長及び事業基盤の確立を目指してまいります。

上述したとおり、当社は、2024年6月18日付「中期経営計画の新策定に関するお知らせ」にて公表した方針のもと、既存の紡績事業に依存しない新たな収益基盤の構築を目的として、「コアとなる新規事業の更なる推進」を重点施策として掲げております。この方針に基づき、新規事業の検討にあたっては、既存事業とは異なる安定的な収益機会が見込めること、段階的な事業拡大が可能であること、ならびに既存の経営管理体制や人的・物的資源を活用できることを重視して検討を進めてまいりました。その結果、一般乗用旅客自動車運送事業は、需要が一定程度継続的に見込まれるサービス型事業であり、初期投資や人員配置を段階的に調整しながら事業規模を拡大できる点において、当社が目指す新たな収益基盤の構築に資する事業分野であると判断いたしました。このような検討過程の中で、当社は、M&A仲介会社を通じて複数の事業及び対象会社について検討を行ってまいりました。その過程において、当社取締役である篠原の知人でもあるVリムジンの顧問税理士事務所との間で、当社の経理体制強化や管理体制に関する相談を行ってまいりました。当該税理士事務所は、当社が2024年6月18日付「中期経営計画の新策定に関するお知らせ」において、M&Aを含む新規事業の推進を積極的に進める方針を掲げていることを認識していたことから、その一環として、顧問先であるVリムジン及び同社の事業内容について具体的な説明を受ける機会を得ました。その後、当社は、Vリムジンの事業内容及び運営体制等について検討を進めた結果、同社が有するハイヤー事業を中心とした一般乗用旅客自動車運送事業においては、運行管理体制やドライバー育成の仕組み、需要特性を踏まえた運営方法が既に構築されていることを確認しました。また、Vリムジンは、旅行代理店や法人顧客との間で一定の取引実績を有しており、主として空港送迎、法人向け送迎、観光送迎等の予約制・付加価値型サービスを提供しております。同社は、需要予測に基づく車両配置や配車管理を含む運行管理体制、接客・安全教育を重視したドライバー育成体制、並びに法人顧客やインバウンド需要を意識した運営ノウハウを有しており、安定的な稼働率の確保と高付加価値サービスの提供を実現しております。なお、タクシー運行につきましては、Vリムジンの完全子会社である株式会社NEO TOKYOにおいて行っており、Vリムジン本体はハイヤー事業に注力する体制を採っております。当社は、こうしたVリムジンが有するハイヤー事業に特化した運行管理ノウハウやサービス設計力が、当社が新規事業として一般乗用旅客自動車運送事業へ進出するにあたり有用であると判断しており、特に今後の法人需要やインバウンド需要への対応において、当社グループの事業領域拡大に寄与するものと考えております。これらの既存顧客ネットワークを活用することにより、当社が北陸地域において事業を開始する際においても、送迎案件や観光送迎案件の紹介を受けられる可能性があるものと認識しております。これにより、流し営業を主体とする一般的なタクシー事業者との直接的な競争を回避しつつ、既存の顧客基盤を活用した案件獲得が可能となる点は、本事業の競争上の優位性の一つであると考えております。これらの点を踏まえ、新規事業として同事業へ進出するにあたり、事業立ち上げ初期から活用可能な運営基盤を有していると判断し、同社を軸とした一般乗用旅客自動車運送事業への進出について具体的な検討を開始するに至りました。Vリムジンが有する運行管理ノウハウ、ドライバー育成体制、地域需要に基づく運営モデル等は、当社が新規事業として同事業へ進出するにあたり有用であり、当社が目指す事業領域拡大の実現に大きく寄与するものと判断しております。特に当社の主要拠点である北陸地域においては、当社白山工場敷地内に十分な駐車スペースを有し、人員配置の観点においても紡績事業部に所属する従業員を対象とした社内公募による転籍等を検討することにより、必要な人員の確保が可能であると考えております。もっとも、当初は事業立ち上げフェーズであることを踏まえ、少人数体制での運営を想定しており、事業の進捗や需要動向を見極めながら、段階的に体制を整備していく方針であります。このような運用方針のもと、北陸地域においては、観光需要の動向や地域の事業環境等を踏まえ、旅客運送需要が一定程度見込まれる地域であると考えております。また、事業開始に先立ち、公開情報等を用いた簡易的な市場調査を実施しており、インバウンド需要の回復状況や観光客数の推移、地場タクシー事業者による観光・貸切サービスの提供状況等を確認した結果、当該地域においては、空港送迎や観光送迎等を中心とした予約制・高付加価値型の移動需要が一定程度存在すると認識しております。

また、Vリムジンの業績につきましては、近年のインバウンド需要の回復や法人向け移動需要の増加を背景に、概ね安定的に推移しており、一般乗用旅客自動車運送事業における一定の事業基盤を有しているものと判断しております。これらの事業上の優位性や、一定の事業基盤を有する点を総合的に勘案し、当社は本件株式交付によりVリムジンの発行済株式の51%を取得し、同社を連結子会社化することで、同事業を当社グループの新たな収益基盤として確立することが有益であると判断いたしました。

なお、本件は2021年3月1日に施行された改正会社法において創設された「株式交付制度」を利用するものです。株式交付制度においては、株式交付親会社が株式交付子会社の株主に対して、当該株式の対価として自社株式を交付することが可能となります。また、株式交換制度のように相手会社を完全子会社化する場合に限られる制度とは異なり、株式交付制度では、他の会社を完全子会社ではない子会社とする形態も認められています。本件においては、Vリムジンの経営株主が株式交付子会社の株主として継続的に事業へ関与することにより、同社の事業運営に関する知見やノウハウを活かしつつ、当社グループとしての一体的な事業推進を図ることが可能となります。また、当社は、本件の検討過程において、Vリムジンの経営株主との間で、本件実施後における事業運営体制や役割分担、経営への関与の在り方等について協議を行っており、同社の経営株主が、株式交付後も引き続き経営に関与し、当社グループと連携しながら事業運営を行っていくことについて、基本的な認識の共有が図られています。このように、本制度の活用により、事業運営の安定性や中長期的な成長に向けた協働体制の維持が期待されることから、当社は、本件について株式交付制度を利用することといたしました。

一方、当社は、2024年11月19日付「第三者割当による新株式発行及び第4回新株予約権発行並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にて実施した第三者割当増資において、調達資金のうち2,020百万円(変更後)をM&A資金として位置付けておりますが、本件においては、当該資金を取得対価の全額として充当するのではなく、株式交付制度を主要な取得手法として採用しております。これは、Vリムジンを当社グループの中核事業会社として中長期的に一体運営していく方針のもと、取得対価の全部又は大部分を当社株式とすることにより、割当先であるVリムジンの経営株主が当社株式の保有を通じて共有する関係を構築することで、割当先との利害を一致させ、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを共有することが合理的であると判断したためであります。また、当社としては、将来における追加的なM&Aや成長投資への対応余力を確保する観点から、手元流動性を過度に減少させることを避ける必要があると考えております。このため、本件においては、株式交付を主体としつつ、一部については現金対価として49.5百万円を当該増資資金から充当することとし、財務健全性と成長投資余力の両立を図ることといたしました。

## 2. 新規事業の概要

### (1) 開始する事業の内容

当社は、一般乗用旅客自動車運送事業として、ハイヤー事業を中心としたモビリティ関連事業を新たに開始いたします。本事業は、主として法人向け送迎、空港送迎、観光送迎等の予約制・付加価値型サービスを対象とし、Vリムジン及びそのグループが有する運行管理ノウハウや事業基盤を活用しながら、当社グループとしての事業展開を図るものです。なお、当社は、2025年6月30日開催の定時株主総会において、定款の事業目的に「一般乗用旅客自動車運送並びに自動車運行管理請負業務」を追加しております。

### (2) 当事業を担当する部門

本事業の推進にあたり、当社は「モビリティ事業部」を新設し、当該事業部において本事業を担当いたします。なお、当該事業部の部門長には、当社取締役である篠原が就任する予定です。

### (3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額および内容

本事業の立ち上げにあたっては、当初は少人数体制及び限定的な車両運用を想定しており、現時点において多額の設備投資等の特別な支出は予定しておりません。必要となる人件費や車両関連費用等については、既存の運転資金の範囲内で対応する予定です。

## (4) 事業開始日

本事業の開始時期は2026年3月上旬を予定しております。

Vリムジンの概要は以下の通りです。

(1) 商号	株式会社Vリムジン	
(2) 所在地	東京都中央区銀座8丁目18-4東銀座ビル6F	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山口 隆治	
(4) 事業内容	一般乗用旅客自動車運送事業	
(5) 資本金	800万円	
(6) 発行済株式総数	800株	
(7) 決算期	3月31日	
(8) 大株主及び持分比率	株式会社スカイサルーントラベル 100%	
(9) 従業員数	69名(連結)	
(10) 主要取引先	一般事業法人	
(11) 連結子会社の概要	商号 : 株式会社NEO TOKYO 所在地 : 東京都江戸川区平井4丁目3番11号 代表者 : 代表取締役 石橋 直哉 事業内容 : 一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー事業及びタクシー事業) リムジンは、一般乗用旅客自動車運送事業として、ハイヤー事業及びタクシー事業を営む連結子会社である株式会社NEO TOKYOを有しております。 リムジン及び同社グループは、空港送迎、法人向け送迎、観光送迎等の需要に対応したサービス提供体制を構築しております。	
(12) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社北紡
(2) 所在地	石川県白山市福留町201番地1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 粕谷 俊昭
(4) 事業内容	紡績事業、テキスタイル事業、リサイクル事業、ヘルスケア事業、クリプトマネージメント事業
(5) 資本金	1,481百万円(2026年1月20日時点)
(6) 発行済株式総数	28,847,494株(2026年1月20日時点)
(7) 決算期	3月31日

(注) 事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

## 提出会社の企業集団の概要

本株式交付の効力発生後における当社の企業集団の概要は以下のとおりとなる予定です。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)中部薬品工業	愛知県北名古屋市	79	ヘルスケア製品の製造及び販売 化粧品の製造及び販売	100.0	当社製品の販売 役員の兼任1名
(連結子会社) 金井産業(株)	山口県周南市	10	各種プラスチック 廃材のリサイクル 資材への加工販売	100.0	資金の貸付 役員の兼任1名
(連結子会社) (株)Vリムジン	東京都中央区	8	一般乗用旅客自 動車運送事業	51.0	役員の兼任2名
(Vリムジンの連 結子会社) (株)NEO TOKYO	東京都江戸川区	8	一般乗用旅客自 動車運送事業	-	役員の兼任2名

## 提出会社の企業集団における株式交付子会社と提出会社の企業集団の関係

## 資本関係

当社はVリムジンの株式を保有していませんが、本株式交付により、当社はVリムジンの普通株式の過半数を保有し、Vリムジンは当社の子会社となる予定です。

## 役員の兼任関係

株式交付子会社との間に役員の兼任関係はありません。本株式交付後においては、ガバナンス強化等を目的として、提出会社の役員2名が株式交付子会社の役員を兼任する予定です。

## 取引関係

該当事項はありません。

## 2 【公開買付け又は株式交付の当事会社の概要】

該当事項はありません。

## 3 【公開買付け又は株式交付に係る契約等】

## 1. 株式交付計画の内容の概要

当社は、2026年1月20日に、2026年3月3日を効力発生日とし、当社を株式交付親会社、Vリムジンを株式交付子会社とする株式交付を行うこととする株式交付計画(以下「本株式交付計画」といいます。)について、当社取締役会の承認を得ております。

本株式交付計画に基づき、Vリムジンの普通株式1株に対して、当社の普通株式5,681株を割当て交付します。

本株式交付計画の内容は下記の「2. 株式交付計画の内容」のとおりです。

## 2. 株式交付計画の内容

## 株式交付計画書

株式会社北紡(以下「甲」という。)は、甲を株式交付親会社、株式会社Vリムジン(以下「乙」という。)を株式交付子会社とする株式交換(以下「本株式交付」という。)を行うに当たり、次のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

## 第1条 (株式交付子会社の商号及び住所)

乙の商号及び住所は次のとおりである。

商号：株式会社Vリムジン

住所：東京都中央区

## 第2条 (株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限)

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、408株とする。

## 第3条 (本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て)

甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、甲の普通株式1,942,900株及び、金49.5百万円の金銭を交付する。

## 第4条 (株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日)

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2026年3月2日とする。

## 第5条 (本株式交付がその効力を生ずる日)

本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2026年3月3日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

## 第6条 (本計画の変更及び本株式交付の中止)

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

## 第7条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2026年1月20日

石川県白山市福留町201番1

株式会社北紡

代表取締役 粕谷 俊昭

#### 4 【公開買付け又は株式交付に係る割当ての内容及びその算定根拠】

##### 1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)

###### Vリムジンに係る割当て

当社は、Vリムジンの普通株式1株に対して、当社の普通株式5,681株を割当て交付いたします。当社が譲り受けるVリムジンの普通株式の数の下限は、408株とします。また、本株式交付後における割当先(Vリムジンの株式譲渡人)の当社普通株式の所有割合は、6.31%となる予定です。本株式交付により発行される当社普通株式数は、発行済株式総数(本株式交付前)に対して6.74%に相当し、これにより生じる希薄化率は6.74%となる見込みです。なお、本株式交付により割当先に交付される当社普通株式に端株が生じる場合には、会社法の規定に従い、当該端株に相当する数の株式を一括して売却し、その売却代金を端株を生じた株主に対して按分して交付する予定です。

##### 2. 本株式交付に係る割当ての内容の算定根拠等

###### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

###### Vリムジンの株式に係る割当て

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びVリムジンから独立した第三者算定機関である株式会社StewartMcClaren(以下「StewartMcClaren」といいます。)を選定し、2026年1月19日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定報告書を取得いたしました。当社は、StewartMcClarenから提出を受けたVリムジンの株式に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「1. 本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)Vリムジンの株式に係る割当て」記載の株式交付比率が、StewartMcClarenが算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社及びVリムジンの株主との間の協議により変更することがあります。

###### (2) 算定に関する事項

###### 算定機関との関係

StewartMcClarenは、当社、Vリムジン及びVリムジンの親会社である株式会社スカイサルーントラベル並びにVリムジン子会社である株式会社NEO TOKYOの関連当事者に該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

###### 算定の概要

StewartMcClarenは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日を2026年1月29日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均)を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果(円)
市場株価法	118 ~ 165

また、StewartMcClarenは、Vリムジンの株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	481,609 ~ 840,200

DCF法による算定については、リムジンが作成した事業計画の予測期間である2026年3月期～2028年3月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。当該事業計画は、リムジンがこれまでに培ってきたハイヤー事業の運営実績及び今後の事業展開方針を踏まえて策定されたものであり、主として、稼働車両台数の推移、車両稼働率、1台当たり売上高、法人顧客及び旅行代理店からの受注件数、空港送迎・観光送迎等の予約件数、並びにドライバー体制等を主要なKPIとして設定し、これらのKPIの推移を基礎として将来の売上高及び収益性を見込んでおります。

当社はStewartMcLarenによるリムジンの株式価値の算定結果を参考に、リムジンの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。StewartMcLarenは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。StewartMcLarenの本株式交付比率の分析は、2026年1月19日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
4,545 ~ 6,355

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社は本株式交付において株式交付親会社となり、また株式交付子会社であるリムジンは非上場のため、該当事項はありません。

### (4) 公正性を担保するための措置

本株式交付の実施にあたり、交付比率算定の公正性を担保するため、当社及びVリムジン及びVリムジンの親会社である株式会社スカイサルーントラベル並びにVリムジン子会社である株式会社NEO TOKYOから独立した第三者算定機関であるStewartMcLarenを選定し、2026年1月19日付で、株式交付比率に関する算定書を取得しました。当該算定書の概要につきましては、上記2.(2)「算定に関する事項」「算定の概要」をご参照ください。

### (5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換においては、当社はリムジンの51%を保有する筆頭株主となり、株式会社スカイサルーントラベルが当社株式の6.31%を保有することとなります。完全子会社ではないものの、当社がリムジンを実質的に支配することになるため、利益相反が起こることは考えにくく特段の回避するための措置は講じておりません。

5 【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違  
(株式交付子会社の発行有価証券と株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違)】

1. 株式の譲渡制限

当社の定款には定めがありませんが、Vリムジンの定款には、Vリムジンの株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない旨の定めがあります。

2. 単元未満株主の権利

当社の定款には、単元株式数を100株とする旨の定め、及び単元未満株式を有する株主は( )会社法第189条第2項各号に掲げる権利、( )取得請求権付株式の取得を請求する権利、( )募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を行使することができない旨の規定が置かれておりますが、Vリムジンの定款には単元株式数に係る定めはありません。

3. 自己株式の取得

当社の定款には、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨の定めがあります。一方、Vリムジンの定款には、自己の株式の取得に関する同様の定めはありません。

4. 株式の割当てに関する事項

Vリムジンの定款には、会社法第202条又は第186条の規定に従い、有償又は無償で株式を株主に割り当てる場合には、その割当てに関する事項を株主総会の決議によって定める旨の規定があります。一方、当社の定款には、株式の割当てに関する同様の明示的な規定は置かれておりません。

5. 剰余金の配当の基準日

当社の定款には、期末配当の基準日を毎年3月31日とする旨の定めがあるほか、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨の定めがあります。一方、Vリムジンの定款には、剰余金の配当は毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う旨の定めがあり、中間配当に関する定めは置かれておりません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

## 7 【公開買付け又は株式交付に関する手続】

### 1 . 株式交付に関して会社法に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式交付に関し、当社においては、会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2の各規定に基づき、株式交付計画、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由、会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第774条の3第1項第8号及び第9号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、Vリムジンの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、Vリムジンにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2026年1月26日より当社本店に備え置く予定です。

の書類は、2026年1月20日の当社取締役会において承認された株式交付計画であります。は、会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項、すなわち、上記株式交換契約において定める、本株式交付に際して当社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限についての定めが、同条第2項に定める要件を満たすと当社が判断した理由を説明したものであります。は、本株式交付における、Vリムジンの株式の譲渡人に対する割当ての内容、及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明したものであります。は、本株式交付における、Vリムジンの新株予約権者に対して交付する割当ての内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明したものであります。の書類は、Vリムジンの2025年3月期の計算書類等に関する書類であります。は、Vリムジンにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面であります。は、当社の2025年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた場合に、当該事象を記載したものであります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、効力発生日までの間に から までの各書類の内容に変更が生じた場合には、当該変更内容を反映した書類を速やかに作成のうえ、当社本店において、営業時間内に閲覧に供する予定であります。

### 2 . 株主総会等の株式交付に係る手続の方法及び日程

株式交付計画承認の当社取締役会 2026年1月20日(火曜日)

株式交付子会社の株式の譲渡の申込期日 2026年3月2日(月曜日)

株式交付の効力発生日 2026年3月3日(火曜日)

### 3 . 株式交付子会社が発行者である有価証券の所有者が当該株式交付に係る行為に関して有する有価証券の買取請求権の行使方法

該当事項はありません。

## 第2【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、Vリムジンの主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりです。

< 当社の主要な経済指標等 >

(1) 連結経営指標等

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	615,391	830,451	1,185,980	1,307,296	1,631,369
経常損失( ) (千円)	101,830	129,149	92,943	42,869	50,077
親会社株主に帰属する 当期純損失( ) (千円)	61,214	128,098	271,090	115,620	55,751
包括利益 (千円)	63,058	163,056	282,726	109,193	59,143
純資産額 (千円)	867,071	1,080,371	959,936	899,016	1,189,668
総資産額 (千円)	1,816,790	2,070,203	2,071,340	1,857,469	2,154,080
1株当たり純資産額 (円)	58.00	62.87	49.86	45.30	45.61
1株当たり当期純損失( ) (円)	5.69	7.87	15.53	5.90	2.56
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	47.6	52.1	46.2	48.3	53.4
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	101,688	160,982	91,570	97,020	7,681
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	135,010	351,399	207,070	177,286	35,432
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	377,235	336,120	274,231	159,582	340,819
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	480,230	308,628	286,577	216,102	512,931
従業員数 (人)	66	74	82	81	83

- (注) 1. 第98期より連結財務諸表を作成し、連結子会社の企業結合日(みなし取得日)を第98期連結会計年度末日としているため、第98期連結会計年度においては連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。
5. 株価収益率については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しており、第99期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	615,391	716,291	999,196	1,089,571	1,387,480
経常損失( ) (千円)	99,358	112,986	74,501	26,934	46,420
当期純損失( ) (千円)	61,214	131,273	260,105	88,830	51,537
資本金 (千円)	929,449	1,117,704	1,198,316	1,223,447	1,379,468
発行済株式総数 (千株)	15,193	17,399	19,440	20,072	25,481
純資産額 (千円)	867,071	1,077,196	967,746	933,617	1,228,482
総資産額 (千円)	1,682,985	1,868,856	1,904,570	1,756,790	2,051,780
1株当たり純資産額 (円)	58.00	62.69	50.27	47.04	47.15
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1株当たり当期純損失( ) (円)	5.69	8.06	14.9	4.53	2.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	51.4	57.5	50.6	53.1	57.9
自己資本利益率 (%)					
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
従業員数 (人)	62	66	69	69	69
株主総利回り(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	84.5 (139.2)	55.1 (138.7)	47.0 (142.8)	43.0 (197.3)	64.3 (189.5)
最高株価 (円)	908 (5,910)	326	149	140	160
最低株価 (円)	148 (2,710)	123	75	102	68

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しておりますが、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は旧市場(東京証券取引所市場第二部)における株価を、2022年4月4日以降は新市場(東京証券取引所スタンダード市場)における株価を記載しております。

6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期の期首から適用しており、第99期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## &lt; Vリムジンの主要な経営指標等 &gt;

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	6,512	59,629	506,192	645,373
経常利益又は経常損失 (千円)	135	26,223	25,763	90,294
当期純損益 (千円)	4,409	27,833	35,269	67,551
資本金 (千円)	8,000	8,000	8,000	8,000
発行済株式総数 (株)	800	800	800	800
純資産額 (千円)	3,590	24,243	11,026	78,577
総資産額 (千円)	14,717	36,159	163,726	295,086
1株当たり純資産額 (円)	4,487.90	30,304.08	13,782.58	98,221.45
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	5,512.09	34,791.98	44,086.67	84,438.87
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				
自己資本比率 (%)	24.39	67.04	6.73	26.62
自己資本利益率 (%)	122.8	114.7	319.7	85.9
株価収益率 (倍)				
配当性向 (%)				
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,044	1,020	50,964	48,879

## (3) 株式交付後の当社の経営指標等

上記各主要な経営指標等に基づく株式交付後の当社の経営指標等の見積もりとして、当社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」並びに対象会社の最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。

もっとも、以下の数値は、単純合算値に会計上必要最低限の内部取引を加味したに過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純な合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあることから、合算は行っておりません。

売上高(千円)	3,296,141
経常利益(千円)	137,855
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	105,459

## 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第102期)及び半期報告書(第103期中)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年1月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年1月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第102期)提出後、本有価証券届出書提出日(2026年1月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月4日及び2025年7月29日に北陸財務局長に提出しております。

(2025年7月4日提出)

#### 1. [提出理由]

当社は、2025年6月30日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2. [報告内容]

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月30日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第1条(商号)を呼称として定着している「北紡」に変更するとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

###### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、粕谷俊昭氏、内田俊夫氏、篠原颯二郎氏、GU MINCHEN氏4名を選任するものであります。

###### 第3号議案 譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を含む。)に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するものであります。対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役については年額2,500万円以内(うち社外取締役は100万円以内)及び監査等委員である取締役については年額500万円以内とし、また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、監査等委員である取締役以外の取締役については年417,000株以内(うち社外取締役は17,000株以内)及び監査等委員である取締役については年83,000株以内といたします。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	147,662	132	0	(注) 1	可決 99.91
第2号議案					
粕谷 俊昭	147,473	321	0	(注) 2	可決 99.78
内田 俊夫	147,451	343	0		可決 99.76
篠原 顕二郎	147,467	327	0		可決 99.77
GU MINCHEN	147,448	346	0		可決 99.76
第3号議案	147,180	614	0	(注) 2	可決 99.58

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年7月29日提出)

## 1. [提出理由]

当社は、2025年7月28日開催の監査等委員会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2. [報告内容]

## (1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

    選任する監査公認会計士等の名称

    佳生監査法人

    退任する監査公認会計士等の名称

    Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

## (2) 当該異動の年月日

2025年7月28日

## (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2024年6月28日

## (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であるForvis Mazars Japan 有限責任監査法人は、当社が新たに取り組む暗号資産関連事業の内容を考慮に入れて監査契約継続のための受嘱手続を進めておりました。しかしながら、当該事業の性質及び監査リスクを総合的に勘案した結果、契約の継続が難しいとの判断に至ったことから、今後の監査契約は受嘱しない旨の決定をいたしました。

そのため、当社監査等委員会は、当社の事業規模及び今後の成長領域を踏まえ、暗号資産領域を含む新規事業への理解、先進的な業務領域に対応可能な専門性、柔軟かつ高品質な監査体制などを総合的に検討した結果、Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の辞任後の一時会計監査人として、佳生監査法人を選任することといたしました。佳生監査法人は、暗号資産を含む新たなビジネス分野に対する理解と対応力を有し、当社の事業特性を的確に把握した監査が可能であると判断しております。当社は、今後も健全かつ透明性の高い経営体制の維持・強化に努めてまいります。

本来、株主総会で選任する会計監査人ではありますが、今後の監査体制に関する調整を行っていたことから、会社法第346条第4項および第6項に基づき、一時会計監査人を選任するものであります。なお、退任にあたりForvis Mazars Japan 有限責任監査法人からは、監査業務の引継ぎに関する協力の確約を頂いております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第102期)	自 至	令和6年4月1日 令和7年3月31日	令和7年6月30日 北陸財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第103期中)	自 至	令和7年4月1日 令和7年9月30日	令和7年11月14日 北陸財務局長に提出
半期報告書の訂正報告書	事業年度 (第103期中)	自 至	令和7年4月1日 令和7年9月30日	令和7年11月26日 北陸財務局長に提出

当社は、組込情報である第103期半期報告書の提出日以後において、新株予約権の行使により資本金の増加が生じております。具体的には、2025年10月8日付で資本金が15百万円増加し、また、2025年12月9日付で資本金が20百万円増加しております。これにより、2025年12月9日現在における当社の資本金は1,481百万円となっております。

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6月30日

北日本紡績株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 正尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 融一

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北日本紡績株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の回収可能価額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項(重要な会計上の見積り)紡績事業に係る固定資産の減損に記載のとおり、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、紡績事業に係る有形固定資産672,487千円を計上しており、当該金額は総資産の36.2%を占めている。</p> <p>会社は、管理会計上の単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、固定資産の減損の兆候が認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定している。この判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上する。</p> <p>当連結会計年度において、紡績事業では、生産量の減少と固定費の削減が進まなかったことにより、全社費用控除後においては営業損失を計上していることから、減損の兆候が認められるが、回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失を計上していない。</p> <p>会社は、回収可能価額の算定にあたり、正味売却価額と使用価値を比較した上で正味売却価額を用いているが、当該正味売却価額の算定に当たっては、不動産鑑定評価に関する専門的な技能や知識が必要となる。</p> <p>以上より、当監査法人は、固定資産の回収可能価額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の回収可能価額の見積りの合理性の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 固定資産の減損に関連する内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <p>(2) 固定資産の回収可能価額の見積りの合理性の評価 土地及び建物の鑑定評価額の見積りの合理性を評価するため、当監査法人の不動産評価の専門家を利用して以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者が利用した鑑定評価人の能力・経験・独立性の評価</li> <li>・ 会社が鑑定評価人に提出した基礎資料データの正確性及び網羅性の検討</li> <li>・ 鑑定評価の対象となった土地及び建物の現場視察</li> <li>・ 鑑定評価で採用した評価手法の妥当性検討</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2024年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、北日本紡績株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、北日本紡績株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

北日本紡績株式会社  
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 正尚

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 融一

## < 財務諸表監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北日本紡績株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 固定資産の回収可能価額の見積りの合理性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の回収可能価額の見積りの合理性）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2024年6月28日付で無限定適正意見を表明している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社北紡  
取締役会 御中

佳生監査法人  
東京都港区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 河野 森

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社北紡の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北紡及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2024年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年6月30日付けで無限定適正意見を表明している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の期中レビュー手續を実施する。期中レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は中間レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。